

重要事項説明書（自立生活援助）

この「重要事項説明書」は、当事業者と指定自立生活援助サービス利用契約の締結を希望される方に対して、社会福祉法第76条及び「大阪府指定障害福祉サービス事業者の指定並びに指定障害者福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年大阪府条例107号）」第10条の規定に基づき、当事業所の概要や提供するサービスの内容、契約を締結する前に知っておいていただきたいことを事業者が説明するものです。

1 自立生活援助を提供する事業者について

事業者名称	社会福祉法人ふれあい共生会
代表者氏名	理事長 川嶋 初音
本社所在地 （連絡先）	大阪府大阪市東住吉区矢田3丁目16番8号 （連絡先部署名）電話 06 - 6699 - 1900 FAX 06-6699-1990
法人設立年月日	1994年11月10日

2 ご利用者への指定計画相談支援を担当する事業所について

(1) 事業所の所在地等

事業所名称	もくれん ユリノキ
サービスの 主たる対象者	身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、難病者
大阪市指定 事業所番号	自立生活援助 2710803004号（令和2年4月1日指定）
事業所所在地	大阪府大阪市東住吉区矢田6丁目8番7号
連絡先 相談担当者名	電話 06 - 6609 - 8500、Fax 06 - 6608 - 1922
事業所の通常の 事業実施地域	大阪市東住吉区、大阪市平野区、大阪市住吉区、大阪市阿倍野区 松原市
事業所が行う 他の指定障がい 福祉サービス 等	指定特定相談支援 2730800048号（平成24年4月1日指定） 指定地域移行支援 2730800048号（平成24年4月1日指定） 指定地域定着支援 2730800048号（平成24年4月1日指定） 指定障がい児相談支援 2770800114号（平成28年5月1日指定）

(2) 事業の目的および運営方針

事業の目的	障害者総合支援法に基づき、障がい者が可能な限りその地域における生活が継続できることを念頭に置いて、生活の状況を把握し、関係機関等と連携して、日常生活上の支援等を行なうことを目的とします。
運営方針	障害者総合支援法に基づき、障がい者が可能な限りその地域における生活が継続できることを念頭に置いて、生活の状況を把握し、関係機関等と連携して、日常生活上の支援等を行なうことを目的とします。

(3) 勤務体系

職種	勤務体系
管理者 主任相談支援専門員	正規の勤務時間帯 9 : 00～17 : 30
地域生活支援員	9 : 00～17 : 30

(4) 事業所窓口の営業日及び営業時間

計画相談実施日	月～土（休業日：日曜日・年末年始 12/30～1/3）
実施時間	9 : 00～17 : 30

(5) 事業所の職員体制

管理者	松川 恵
-----	------

職種	職務内容	人員数
管理者	1 従業者及び業務の管理、利用の申し込みに係る調整を一元的に行います。 2 従業者に、法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行います。	常勤兼務 1人

主任相談支援専門員・相談支援専門員	- 適切な方法により、利用者の有する能力、置かれている環境及び日常生活全般の状況、利用者の希望する生活や課題等の把握（以下「アセスメント」という。）を行い、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容を検討します。 - アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、事業所が提供する指定自立生活援助以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携も含めて、利用者の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、指定自立生活援助の目標及びその達成時期、指定自立生活援助を提供するうえでの留意事項等を記載した自立生活援助計画の原案を作成します。 - 自立生活援助計画の原案の内容を利用者に対して説明し、文書により利用者の同意を得た上で、作成した自立生活援助計画を記載した書面を利用者に交付します。 - 自立生活援助計画作成後、自立生活援助計画の実施状況の把握（利用者についての継続的なアセスメントを含む。）を行うとともに、少なくとも6ヶ月に1回以上、自立生活援助計画の見直しを行い、必要に応じて自立生活援助計画を変更します。 - 利用申込者の利用に際し、障がい福祉サービス事業者等に対する照会等により、利用申込者の心身の状況、事業所以外における指定障がい福祉サービス等の利用状況等を把握します。 - 利用者の心身の状況、置かれている環境等に照らし、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができると認められる利用者に対し、必要な支援を行います。 - 他の職員に対する技術指導及び助言を行います。	主任相談支援専門員 常勤兼務 管理者兼務 1人 相談支援専門員 常勤兼務 1人
地域生活支援員	地域生活支援員は、定期的な巡回又は随時の通報受けて行う訪問、利用者からの相談対応その他の必要な支援を行う。	常勤兼務 3人
ピアサポーター	利用者と同一目線に立ち相談・助言等を行うことにより、自立に向けた意欲向上や地域生活を続ける上での不安軽減など、社会参加や地域での交流、課題の解決等を支援します。	非常勤兼務 3人
事務員		

※資格等、別紙。

職員配置

職 種	員数	常 勤		非常勤		常勤換算	備 考
		専従	兼務	専従	兼務		
管理者	1		1			1	
主任相談支援専門員	1		1			1	
地域生活支援員	3		1			3	
ピアサポーター	3				3	1.1	

当事業所では、厚生労働省の定める指定基準を遵守し指定障害福祉サービスを提供する職員として、上記の職種の職員を配置しています。

※ 常勤換算とは職員それぞれの週あたりの勤務延べ時間数の総数を当事業所における常勤職員の所定勤務時間数（例：週36.6時間）で除した数です。

3. 提供するサービスの内容と料金及び利用者負担額について

(1) 提供するサービス内容

サービスの種類	サービスの内容
自立生活援助計画の作成	利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、生活全般の質を向上させるための課題や目標、支援の方針等を記載した自立生活援助計画を作成します。
定期的な訪問による支援	おおむね週に1回以上、利用者の居宅を訪問することにより、利用者の心身の状況、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の把握を行い、必要な情報の提供及び助言並びに相談、指定障がい福祉サービス事業者、医療機関等との連絡調整その他の障がい者地域における自立した日常生活又は社会生活を営むための必要な援助を行います。
随時の通報による支援	利用者からの通報があった場合の、速やかに当該利用者の居宅への訪問等による状況把握
関係機関との連絡調整	前号の状況把握を踏まえ、利用者の家族、利用者が利用する指定障がい福祉サービス事業者等、医療機関その他の関係機関等との連絡調整その他の必要な措置を講じます。
常時の連絡体制の確保	利用者の心身の容共及び障がいの特性に応じ、適切な方法により、利用者との常時の連絡体制を確保します。
緊急時の対応	サービス提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合、その他必要な場合は、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。
日中活動の場等との連絡・調整	日中、日中活動事業所等のサービスを利用する場合、また職場に通勤する場合等に、必要に応じてサービス提供事業者や職場等と連絡・調整を行います。
行政手続きの代行	手続きの代行を希望される場合は、職員にお申し出ください。なお、手続きに係る経費は別途お支払いいただきます。
余暇活動等支援	・ 外食や交流会の実施 ・ 日中活動の支援や同行。
地域との交流	・ 地域の催しや行事への参加を行っています。 ・ 随時交流活動のお知らせや促しを行います。

(2) 提供するサービス内容

利用料金は、以下の通りです。

自立生活援助サービス費 地域区分 2 級地 (単位 × 10.96 円)

	(Ⅰ) 1 年未満	(Ⅱ) 1 年以上
利用料	1566 単位 17,163 円	1172 単位 12,845 円
利用者負担額	上記の 1 割	上記の 1 割

＜提供するサービスの料金とその利用者負担額について＞

提供するサービスについて、厚生労働省の告示の単価による利用料が発生します。

利用者負担は現在、サービス量と所得に着目した負担の仕組み（1 割の定率負担と所得に応じた負担上限月額の設定）となっています。

定率負担、実費負担のそれぞれに、低所得の方に配慮した軽減策が講じられています。

※障害福祉サービスの定率負担は、所得に応じて負担上限月額が設定され、ひと月に利用したサービス量に関わらず、それ以上の負担は生じません。

負担上限月額等に関する詳細については、お住まいの市町村窓口までお問い合わせください。

※訓練等給付費等について事業者が代理受領を行わない（利用者が償還払いを希望する）場合は、介護給付費等の全額をいったんお支払いいただきます。この場合、「サービス提供証明書」を交付しますので、「領収書」を添えてお住まいの市町村に介護給付費等の支給（利用者負担額を除く）を申請してください。

【加算項目】

① 事業所がとっている体制により、下表のとおり料金が加算されます。

加算項目	利用料	利用者負担額	内容
福祉専門職員配置等加算 (Ⅰ)	4932 円/月	左記の 1 割	地域生活支援員として常勤で配置されている従業者のうち社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士等のある従業者の割合が 35/100 以上であることで利用 1 月につき加算されます。

② 事業所がとった対応の内容により、下記のとおり料金が加算されます。

加算項目	利用料	利用者負担額	内容
初回加算	5,480 円	左記の 1 割	初回月、1 回のみ加算されます。
同行支援加算	① 2 回以下 5,480 円 ② 3 回 8,220 円 ③ 4 回以上 10,960 円	左記の 1 割	外出を伴う支援を行うにあたり、同行し必要な情報提供などまたは助言などを行った場合に外出を伴う支援の回数に応じ、1 月につき加算されます。
日常生活支援情報提供加算	1,096 円	左記の 1 割	精神科病院等に通院する者について、事業所の従業者が予め利用者の同意を得て病院等の職員に対して、心身の状況、生活環境等の自立した日常生活の維持に必要な情報を提供した場合に 1 月に 1 回を限度として加算されます。
利用者負担上限額管理加算	1,644 円	左記の 1 割	利用者の依頼により、利用者の負担上限月額を越えて事業者が利用者負担額の徴収方法の管理を行った場合に加算さ

			れます。
福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）	当該加算を除く報酬に10.3%を乗じた額	左記の1割	賃金の改善などを実施しているものとして届け出た場合に加算されます。（2024.7～）

※なお、サービス提供に要する額として、事業者が利用者に代わり市町村から受領した訓練等給付費の額については、利用者に通知します。

5. その他の費用について

障害福祉サービス利用者負担額	厚生労働大臣が定める基準額の1割。 ただし各区市町村長が定めた利用者負担上限月額を上限とする。
交通費	通常の事業の実施地域を越えて行う訪問支援に要する交通費（事業者の自動車を使用した場合） 公共交通機関を利用した場合は実費相当額 事業所から片道 1.5 ㎞未満～5 ㎞未満…500 円 事業所から片道 5 ㎞未満～10 ㎞未満…1,000 円 事業所から片道 10 ㎞以上～5 ㎞未満ごとに加算…300 円加算
行政手続き代行	1 回につき 1,000 円
記録等複写サービス	複写 1 枚につき 10 円

6 利用者負担額及びその他の費用の支払い方法について

利用者負担額その他の費用の支払方法について	利用者負担額及びその他の費用について、サービスを利用した月の翌月 20 日頃に利用月分の請求書をお届けします。サービス提供の記録と内容を照合のうえ、請求翌月 5 日までに、下記のいずれかの方法によりお支払い下さい。 ア、 事業者指定口座への振り込みの場合 ① 関西みらい銀行 矢田支店 普通預金 1091064 社会福祉法人ふれあい共生会 川嶋 初音 ② ゆうちょ銀行 口座番号 00920-3-244054 社会福祉法人ふれあい共生会 川嶋 初音 イ、 指定口座からの自動振り替えの場合 別紙依頼書による
-----------------------	--

※ 利用料、その他の費用の支払いについて、支払い能力があるにもかかわらず支払い期日から3月以上遅延し、故意に支払いの督促から14日以内にお支払いがない場合には、契約を解約した上で、未払い分をお支払いいただくことがあります

7 サービスの提供にあたっての留意事項

（1）市町村の支給決定内容等の確認

サービスの提供に先立って、受給者証に記載された支給量・支給内容・利用者負担上限月額を確認させていただきます。受給者証の住所、支給量などに変更があった場合は速やかに事業者にお知らせください。

(2) 自立生活援助計画の作成

確認した支給内容に沿って、利用者及び家族の意向に配慮しながら「自立生活援助計画」を作成します。作成した「自立生活援助計画」については、案の段階で利用者又は家族に内容を説明し、利用者に同意を得た上で成案としますので、ご確認いただくようお願いいたします。

(3) 自立生活援助計画の変更等

「自立生活援助計画」は、利用者等の心身の状況や意向などの変化により、必要に応じて変更することができます。

8 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（平成 23 年 6 月 24 日法律第 79 号）に基づき、虐待の早期発見並びに国や地方公共団体が講ずる施策に協力するよう努めるとともに、下記の対策を講じます。

① 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	施設長 羽室 剛
-------------	----------

② 虐待を受けたと思われる障がい者を発見した場合は、市町村に通報します。

③ 成年後見制度の利用を支援します。

④ 苦情解決体制を整備しています。

⑤ 開かれた事業所運営の推進のため、サービス評価を導入しています。

⑥ 従事者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施し、研修を通じて、従業者の人権意識の向上や知識や技術の向上に努めます。

⑦ 従業者が支援にあたっての悩みや苦労を相談できる体制を整えるほか、従業者が利用者等の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。

9 身体拘束等の禁止について

事業所は、サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行いません。

事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録をします。

事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じます。

① 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ります。

② 身体拘束等の適正化のための指針を整備します。

③ 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施します。

10 秘密の保持と個人情報の保護について

①利用者及びその家族に関する秘密の保持について	事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「福祉事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。 ○ 指定計画相談支援事業所の従業者及び管理者（以下「従業者等」という。）は、業務上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。 ○ また、この秘密を保持する義務は、指定計画相談支援の契約が終了した後においても継続します。 ○ 事業者は、従業者等に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者等である期間及び従業者等でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者等との雇用契約の内容とします。
②個人情報の保護について	○ 事業者は、利用者からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で使用する等、他の障がい福祉サービス事業者等に、利用者の個人情報を提供しません。また利用者の家族の個人情報についても、当該利用者の家族からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議で使用する等、他の福祉サービス事業者等に利用者の家族の個人情報を提供しません。 ○ 事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。 ○ 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。）

11 緊急時の対応方法について

サービス提供中、利用者の病状に急変が生じた場合、その他必要な場合は、速かに主治医等又は予め定めた協力医療機関に連絡を取り、緊急治療あるいは緊急入院等必要な措置を講じます。

12 事故発生時の対応方法について

利用者に対する指定計画相談支援の提供により事故が発生した場合は、都道府県、市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する指定計画相談支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

市町村	市 町 村 名	大阪市
	担 当 部 ・ 課 名	福祉局 障がい者施策部 運営指導課
	電 話 番 号	06 - 6241 - 6527（ガイダンス③）

本事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名：損害保険ジャパン

保険名：「しせつの損害補償」

保障の概要：訪問相談等サービス補償等

1 3 業務継続計画の策定等について

事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。

事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

1 4 事業所は、当事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じます。

- ① 事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ります。
- ② 事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備します。
- ③ 事業所において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施します。

1 5 心身の状況の把握

指定自立生活援助の提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとします。

1 6 連絡調整に対する協力

自立生活援助事業者は、指定自立生活援助の利用について市町村又は相談支援事業を行うものが行う連絡調整にできる限り協力します。

1 7 他の指定障がい福祉サービス等との連携

指定自立生活援助の提供に当たり、市町村、他の指定障害福祉サービス事業者及び保健医療サービス又は福祉サービスの提供者と密接な連携に努めます。

1 8 サービス等の記録

① サービス実施記録の確認

当事業所では、サービス提供ごとに、実施日時及び実施したサービス内容などをご記録し、利用者にその内容の確認を頂きます。内容に、間違いや意見があればいつでも申し出ください。

なお、個別支援計画及びサービス提供ごとの記録は、サービス提供日より5年間保管します。

※閲覧、複写が出来る窓口業務時間は、9：00～17：15です。

②利用者の記録や情報の管理、開示について

当事業所では、関係法令に基づいて、利用者の記録や情報を適切に管理し、利用者の求めに応じてその内容を開示します。

（開示に際して必要な複写料などの諸費用は、利用者の負担となります。）

但し、サービス提供を行う上で他事業所及び医療機関との連絡調整や市町村及び関係機関に情報の提供を要請された場合は利用者の同意（「個人情報使用同意書」による）に基づき情報提供を致します。

19 指定自立生活援助サービス内容の見積もりについて

契約に際して、利用者のサービス内容に応じた見積もり（契約書別紙）を作成します。

20 事業所ご利用の際にご留意いただく事項

設備・器具の利用	事業所内の設備、器具は本来の用法にしたがって利用ください。これに反した利用により破損が生じた場合、賠償していただくことがあります。
喫煙	事業所内は全面禁煙です。
受給者証の確認	「住所」及び「居宅利用者負担額」、「支給量」「障害支援区分」など「受給者証」の記載内容の変更があった場合はできるだけ速やかに当事業所従事者にお知らせください。また、当事業所従事者より「受給者証」の確認をさせていただく場合には、提示くださいますようお願いいたします。
感染症対策	事業所利用者がインフルエンザ等の他者に感染する病であることを医師が診断した場合、医師の完治連絡が出るまで事業所利用はできません。

21 第三者評価の実施状況

実施していません。

22 苦情解決の体制及び手順

（ア） 提供した指定計画相談支援に係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。（下表に記す【事業者の窓口】のとおり）

本事業所では地域にお住まいの方を第三者委員に選任し、地域住民の立場から本事業所に対するご意見などもいただいています。本事業所への苦情や意見は第三者委員に相談することもできます。

第三者委員氏名 普門 大輔

（イ） 相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順は以下のとおりとします。

- ① 苦情又は相談があった場合、利用者の状況を詳細に把握するよう、必要に応じ、状況の聞き取りのための訪問し、事情の確認を行う。

【事業者の窓口】 在宅サービスステーション もくれん		所 在 地 大阪市東住吉区矢田 6 - 8 - 7 電話番号 06 - 6699 - 9532 ファックス番号 06 - 6608 - 1922 受付時間 月～土曜日（12/30～1/3 除く）9:00～17:30 苦情受付担当者 馬場園 恵理子 苦情解決責任者 羽室 剛
【市町村の窓口】 お住まいの区の 保健福祉センター	東住吉区	所 在 地 東住吉区東田辺 1-13-4 電話番号 06 - 4399 - 9857 ファックス番号 06 - 6629 - 4580 受付時間 月～金曜日（祝日等を除く）9:00～17:30
	平野区	所 在 地 平野区背戸口 3-8-19 電話番号 06 - 4302-9857 ファックス番号 06 - 4302-9943 受付時間 月～金曜日（祝日等を除く）9:00～17:30
	住吉区	所 在 地 住吉区南住吉 3-15-55 電話番号 06 - 6694-9857 ファックス番号 06-6694-9692 受付時間 月～金曜日（祝日等を除く）9:00～17:30
	阿倍野区	所 在 地 倍野区文の里 1 - 1 - 4 0 電話番号 06 - 6622-9857 ファックス番号 06-6629-1349 受付時間 月～金曜日（祝日等を除く）9:00～17:30
	松原市	所 在 地 松原市阿保 1 - 1 - 1 電話番号 072-337-3115 ファックス番号 受付時間 月～金曜日（祝日等を除く）9:00～17:30
【公的団体の窓口】 大阪府社会福祉協議会 運営適正化委員会 「福祉サービス苦情解決委員会」		所 在 地 大阪市中央区谷町 7-4-15 大阪府社会福祉会館 2 階 電話番号 06-6191-3130 ファックス番号 06-6191-5660 受付時間 月～金曜日（祝日等を除く）10:00～16:00

- ② 相談担当者は、把握した状況を管理者とともに検討を行い、対応を決定する。
- ③ 対応内容に基づき、必要に応じて関係者への連絡調整を行うとともに、利用者へは必ず対応方法を含めた結果報告を行う。（時間を要する内容もその旨を翌日までに連絡をする。）

2 3 職場におけるハラスメントの防止について

事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じます。

2 4 サービス提供開始年月

サービス提供開始可能な年月日	年	月	日
----------------	---	---	---

2 5 重要事項説明の年月日

この重要事項説明書の説明年月日	年	月	日
-----------------	---	---	---

上記内容について、「大阪府指定障害者福祉サービス事業者の指定並びに指定障害福祉サービスの事業人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年大阪府条例第107号）」第10条の規定に基づき、利用者に説明を行いました。

事業者	所在地	大阪府大阪市東住吉区矢田3丁目16番8号
	法人名	社会福祉法人ふれあい共生会
	代表者名	理事長 川嶋 初音
	事業所名	もくれん ユリノキ
	説明者氏名	印

上記内容の説明を事業者から確かに受けました。

利用者	住所	
	氏名	印

代理人	住所	
	氏名	印

※署名代行、別紙。